

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社I N C J 代表取締役社長 勝又 幹英
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年10月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジャパンディスプレイ
証券コード	6740
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社I N C J
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社産業革新投資機構 経営管理グループ 経営管理室長 前田 満弘
電話番号	03-5218-7206

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年9月21日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 株式貸借契約（貸株）

提出者は、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」といいます。）との間で、平成26年7月11日付で、株式貸借契約を締結しております。日本証券金融は、当該契約に基づき、提出者が保有する発行者の普通株式について、日本証券金融が開設する提出者の口座において管理する株式数（又は両当事者間で別途株式数を合意した場合は当該株式数）（333,000株）を超えない範囲で、契約期間内に繰り返し株式の借入れを行うことができ、借入れの時期及び株式数は、その都度、両当事者が協議のうえ決定しております。なお、当初の契約期間は、契約締結日より1年ですが、契約期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない限り、その後も1年ずつ自動更新されます。

2. 新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、発行者の取締役会の承認がない限り、提出者から第三者への譲渡はできません。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 株式貸借契約（貸株）

平成26年7月11日付で、株式会社産業革新機構は、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」といいます。）との間で、株式貸借契約を締結しております。日本証券金融は、当該契約に基づき、株式会社産業革新機構が保有する発行者の普通株式について、日本証券金融が開設する株式会社産業革新機構の口座において管理する株式数（又は両当事者間で別途株式数を合意した場合は当該株式数）（333,000株）を超えない範囲で、契約期間内に繰り返し株式の借入れを行うことができ、借入れの時期及び株式数は、その都度、両当事者が協議のうえ決定しております。なお、当初の契約期間は、契約締結日より1年ですが、契約期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも別段の意思表示がない限り、その後も1年ずつ自動更新されます。当該契約は、平成30年9月21日付の会社分割により、株式会社産業革新機構から提出者に承継されました。

2. 新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、発行者の取締役会の承認がない限り、提出者から第三者への譲渡はできません。